

# 基本契約 ケガ(傷害) 賠償責任



基本契約の加入は必須です。

保障内容(一口あたり)

基本契約

## ケガで死亡(傷害死亡保険金)

350万円

## ケガで後遺障害(傷害後遺障害保険金)

傷害後遺障害等級

(1級~7級) **350万円×所定の割合**※

(8級~14級) **175万円×所定の割合**※

※P.41・42傷害後遺障害等級表参照

## ケガで入院(傷害入院保険金)

1日目から 日額 **5,000円**

## ケガで手術(傷害手術保険金)

傷害入院保険金日額の

入院中以外の手術 **5倍**・入院中の手術 **10倍**

## ケガで通院(傷害通院保険金)

入院の有無を問わず 日額 **2,000円**

## 賠償責任保障

他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えるなどしたとき(日常生活賠償保険金)

1事故につき **3億円**限度

(示談交渉サービス付(日本国内で発生した事故のみ))

他人から借りた物に損害を与えたとき(受託物賠償責任保険金)

保険期間中の支払限度額 **30万円**限度

免責金額: 1事故5,000円

(示談交渉サービスはセットされておりません)



基本契約では、思わぬケガはもちろん、賠償トラブルもしっかり保障します。

他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えるなどしたとき、示談交渉サービス(日本国内のみ)もご利用いただけるので安心です。

◆基本契約のセットにより補償の対象となるご家族の範囲は以下のとおりとなります。

基本契約	家族の範囲 組合員ご本人	配偶者	子 (別居は未婚のみ)	親 (同居)	親 (別居)	その他親族 (同居のみ)
ファミリーセット	○	○	○	○	×	○
夫婦セット	○	○	×	×	×	×
パーソナルセット	○	×	×	×	×	×

●国内外を問わず、事故によるケガのため死亡・後遺障害、入院通院、手術のときに保障します。

●国内外を問わず(注1) 他人にケガをさせたり、他人の物や他人から借りた物(受託物)(注2)を壊したりなどして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったときに保障します。

(注1) 電車運行不能等一部保障は国内のみ保障

(注2) 日本国内で他人から借りた物に限りです。



月額保険料

ファミリーセット(ご家族全員\*を保障)

※組合員ご本人・配偶者・同居の親族・別居の未婚の子

1口 2,390円

2口 4,690円

ご家族の人数に関わらず、保険料は同じです。

夫婦セット(組合員ご本人・配偶者を保障)

1口 1,300円

2口 2,510円

パーソナルセット(組合員ご本人のみ保障)

1口 740円

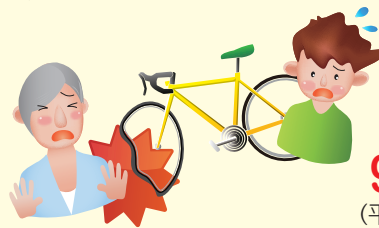
2口 1,390円

- ◆傷の処置や抜歯等は傷害手術保険金をお支払いしません。
- ◆天災によるケガ、特定感染症、熱中症、食中毒による入院通院等も保障します。
- ◆賠償責任保障は夫婦セットまたはパーソナルセットでもファミリーセットのご家族の範囲が対象となります。詳細はP.47をご覧ください。
- ◆賠償責任保障は基本契約に2口加入した場合でも左記保障額が限度となります。

基本契約はケガの保障が中心です。病気の保障は医療保障・医療オプションに加入して備えてください。

## 日常生活での賠償トラブル 高額な賠償判例

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。



判決認容額 **9,521万円**

(平成25年 神戸地裁)